全面広告

AIG

AIG損保

法人会のビジネスガード Business Guard Series

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金　等セット

会社で入る医療補償

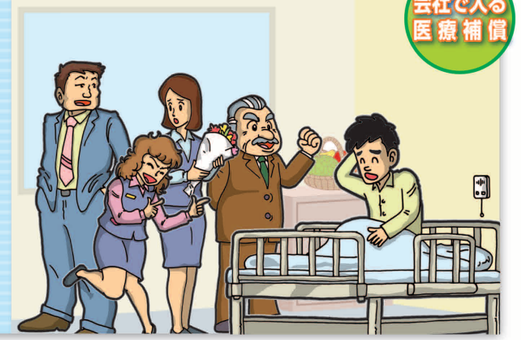

法人会のハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約　等セット

地震災害のリスクをガード

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス（ハロー健康相談24・介護相談ホットライン）
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーペック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602　東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
http://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

名古屋プロチャネル営業部

〒460-0008
名古屋市中区栄5-27-12　富士火災名古屋ビル2階
TEL. 052-857-1400　FAX. 052-251-2142
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(B-152291 2020-01)

名古屋北法人会だより

No. 143
2019年 1月

presented by 亀

[題字] 名古屋北税務署長　亀嶋 千明

法人会 消費税期限内納付 推進運動

公益社団法人　名古屋北法人会

CONTENTS

年頭のあいさつ
(公社)名古屋北法人会　会　長　徳永　和人 …… 1
名古屋国税局　課税第二部長　岩田　和之 …… 2
名古屋北税務署　署　長　亀嶋　千明 …… 3
副署長　山手　健次
法人課税第一部門 統括官　前田　幸夫

納税表彰受賞者 …… 4
税制改正要望全国大会 …… 6
税務相談窓口 …… 10
愛知県広報 …… 16
名古屋市広報 …… 18
税理士会 …… 20
会員のページ …… 22
「我が町の住職の思い」
楠支部　㈱中日スタヂオ　髙野あつ子
支部報告 …… 24
税知識の普及、租税教育活動 …… 26
女性部会 …… 28
「女性部会創立40周年記念行事」
青年部会 …… 30
新会員紹介 …… 31
法人会事業 …… 32
市内9法人会合同講演会 …… 34
「どうなる日本!これからの政治経済」
慶応義塾大学院メディアデザイン研究科教授
エイベックス・マーケティング取締役　岸　博幸

今回の表紙

「国府宮はだか祭り大鏡餅奉納」(瀬戸市奉賛会)の模様

毎年「厄払いや住民のあらゆる願い」を込めて、国府宮はだか祭りに大鏡餅を奉納する「餅つき行事」は町、市(区)の単位で「奉賛会」が結成され、現在では地域の団結力と活性化を願う一大イベントとなっています。

昭和15年2月に始まった「大鏡餅奉納」は今年の守山区奉賛会で通算80回の節目となる記念すべき餅つき大会となります。

2月10日(日)朝からの「もち米洗い」に始まり、2月11日(祝日)は早朝からの米蒸しにつづき、午前7時より大鏡餅の下餅、上餅、菱餅の順に、一臼2.5升のもち米を合計1,080臼、延べ1,000人を超える守山区内の市民及び会社勤務の皆さんの総力で、一日がかりで「つきあげる」ものです。大鏡餅は2月16日、守山区内パレードを経て国府宮に奉納されます。餅つきには、個人もしくは会社及び団体が奉納金(1万円以上)を拠出した「奉賛会員」が「印半てん」を着て参加が可能となります。

餅つき大会の会場は「名古屋市志段味スポーツランド」(駐車場あり)です。

年頭のごあいさつ

公益社団法人名古屋北法人会　会長　徳永和人

新年明けましておめでとうございます。

年頭にあたり会員のみなさまに謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

私ども名古屋北法人会は、この6年間「税の分野における公益社団法人」の立場から、基本理念である「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」を念頭に様々な活動を展開してまいりました。

とくに昨年は、「税制改正要望」では「消費税は10%までは単一税率が望ましい」との立場を表明しつつ、本年10月から実施が予定されている軽減税率制度への対応については事業者として立ち遅れることのないよう「税務教室」「支部合同税務研修会」「青年・女性各部会税務研修会」を開催し、新制度の理解に努めてまいりました。

租税教育活動においては、青年部会と女性部会を中心として、これまで北区、守山区内の小学校など8校20クラスに講師派遣して租税教室を開催して来たところ、思いがけず名古屋北税務署長様から署長感謝状を賜ることとなりました

女性部会においては、小学生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」が8年目を迎えたほか、中部整備局のご協力を得て「夏休み親子税金教室スタンプラリー」を実施して名古屋港と伊勢湾津波模擬実験場を見学し、楽しみながら税の使い道を学びました。

本会及び支部・部会の公益活動では、「税を考える週間」に合わせ税務署筆頭副署長講演や「丹羽宇一郎氏講演会」を開催したほか、守山6支部教養講演会では、医療ジャーナリスト・松井宏夫氏による講演会を開催するとともに、37年ぶりの地域行事「国府宮はだか祭り大鏡餅奉納守山奉賛会餅つき行事」のDVDを上映するなど、地域活性化に協力してきました。

企業の税務コンプライアンスの向上を目的とする「自主点検チェックシート」については、法人会の基本理念にも叶うことから、決算期別説明会や支部税務研修会において教材として学び、会員企業に対しその活用を呼び掛けてきました。

更に、福利厚生事業では、大同生命、AIG、アフラック保険3社の新規契約を2年間で全国5万5千社増加させる運動を積極的に推進してきました。

亥年の2019年、会員並びに各役員の皆様におかれましては、いい意味で「猪突猛進」の精神で、一層活力溢れる法人会としていただきたく存じます。

いま、国内外を取り巻く環境は、米中貿易戦争に巻き込まれる日本という構図が大変心配され、今年は何が起きても不思議でないともいわれますが、私たち経営者は、まず自分たちの会社を繁栄させること、そして法人会の基本理念3本柱と税を中心とする公益事業を誠実に実践していくということが大切と考えます。

会員の皆様はもとより、地域の皆様にとって2019年が飛躍していく年、繁栄の年となりますことを心からご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

名古屋国税局　課税第二部長　岩田和之

平成31年の年頭に当たり、公益社団法人名古屋北法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、個人消費は回復傾向にあり、生産活動、住宅建設の増加により緩やかではありますが拡大しております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、平昌五輪では愛知県出身の宇野昌磨選手の銀メダルをはじめ、日本としても冬季五輪史上最多記録を更新する13個のメダルを獲得し、2020年東京夏季五輪への弾みとなりました。

また、静岡県とゆかりのある本庶佑氏が、新しいがん治療薬の開発などに貢献したとして、ノーベル医学・生理学を受賞するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の著しい進展とともに、制度改正が行われるなど、大きく変化しております。

この変化に対して、国税当局といたしましては、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しておられます。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、本年10月1日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が8％から10％に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様に説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に努めているところです。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、さらなる御協力をよろしくお願いいたします。

重ねてe-Taxやマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいており、厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人名古屋北法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

名古屋北税務署
副署長
山手健次

名古屋北税務署
署　長
亀嶋千明

名古屋北税務署
法人課税第一部門 統括官
前田幸夫

納税表彰受彰者

受賞おめでとうございます

（敬称略）

名古屋北税務署長表彰

平成30年11月12日

鶴見栄子 ㈱中央工芸　　**小田耕司** 光洋運輸㈱　　**横井映二** ㈱横井機械工作所

名古屋北部税務推進協議会長表彰

平成30年11月12日

矢澤よしみ ㈱甲英　　**朱宮真佐樹** ㈲千成工業　　**野田隆志** ユニック中部販売㈱　　**山口啓一** 山宗㈱
日比野由美子 ㈲名古屋シルバーサポート　　**平松洋子** ㈲平松伸商店

優良申告法人の表敬状授与

平成30年11月9日

中日高速オフセット印刷㈱ 森 卓三郎

申告納税制度の趣旨に即した適正な申告と納税を継続し他の納税者の模範としてふさわしいと認められる法人。これらの法人に対しては、敬意を表するとともに今後の適正な申告納税の期待が込められた表敬状が、所轄税務署長から授与されます。

確定申告のお知らせ

◎確定申告会場のご案内◎

【会　場　名】中産連ビル　2階集会室

【所　在　地】名古屋市東区白壁三丁目12番13号

【開 設 期 間】平成31年2月18日（月）
～3月15日（金）
（注）土曜日・日曜日は除きますが、2月24日・3月3日の日曜日に限り、開設します。

【開 設 時 間】午前9時15分～午後5時
（受付終了時間：午後4時）
（注）会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

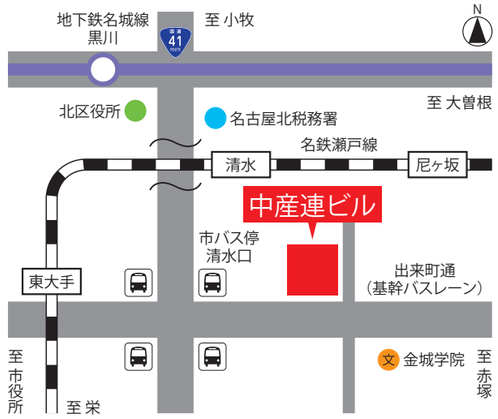

【税務署からのお知らせ】

○上記の開設期間を含め確定申告期間前も名古屋北税務署内に確定申告会場は開設しません（名古屋北税務署内での申告書等の提出はできます。）ので、上記開設期間中に中産連ビルへお越しください。

○当会場には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
※基幹バス又は路線バス／清水口バス停から徒歩約5分
※名鉄瀬戸線／清水駅又は尼ヶ坂駅から徒歩約7分

【お問合せ先】
名古屋北税務署　TEL（052）911－2471
※ 電話は自動音声により案内しています。案内にしたがって、番号を選択してください。

平成31年度

税制改正要望全国大会

第35回法人会全国大会鳥取大会
10月11日(木)　とりぎん文化会館

平成31年度
税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

Ⅰ.　税･財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

(1) 2019年10月の消費税率10％への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10％程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10％引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80％以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○ 消費税率10％への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10％程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ.経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○ OECD加盟国の法人実効税率平均は25％、アジア主要10カ国の平均は22％となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15％を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ.地方のあり方

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ.震災復興

○ 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○ 熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

Ⅴ.その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

(1) 役員給与は原則損金算入とすべき

(2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

(1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図

るべきである。
（3）個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
（1）贈与税の基礎控除を引き上げる。
（2）相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
（1）商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
（2）家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
（3）償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
（4）固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
（5）国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

平成31年度税制改正スローガン

財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて全力を！

少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！

中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！

中小企業は雇用の担い手。
事業継承税制の改革は地方活性化のためにも重要！

平成31年度税制改正に関するアンケート調査結果

（有効回答総数：11,120名）

Q1 我が国の法人実効税率は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、29.74%まで引き下げられましたが、今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

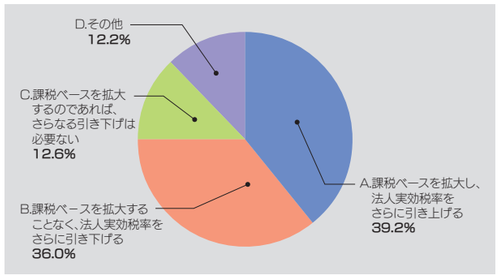

Q2 あなたの会社の事業承継の時期（予定を含む）についてお答えください。

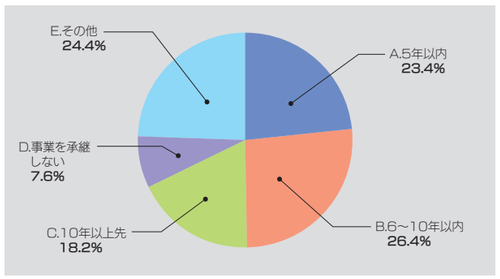

Q3 平成30年度税制改正では、10年間の特例措置として贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。今般の改正を踏まえて、事業承継についてどう考えますか。

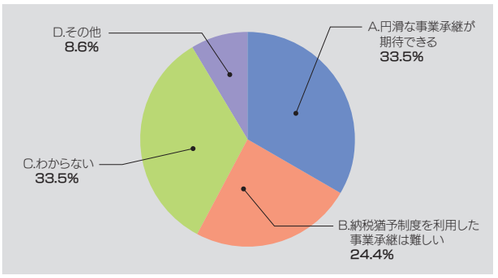

Q4 2019年10月より消費税の軽減税率制度が実施される予定となっています。軽減税率が導入された場合、あなたの会社で特に懸念される点を選んで（2つ以内）下さい。

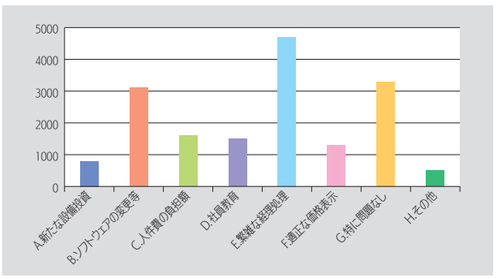

国税の納付は
ダイレクト納付のご利用を！

ダイレクト納付を利用するには

☑ダイレクト納付利用可能金融機関に預金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください

☑利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください。
（既に電子申告等をご利用の場合は不要です）

☑ダイレクト納付利用届出書を提出する

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）から「ダイレクト納付利用届出書」を出力し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。なお、納付する際に複数の預貯金口座を利用する場合は、ご利用になる預貯金口座全てについてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

ダイレクト納付の利用方法

① e-Taxで電子申告又は納付情報登録依頼を送信する
② メッセージボックスに格納される通知を確認し「ダイレクト納付」を選択する
③「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する
④ 納付状況を確認する

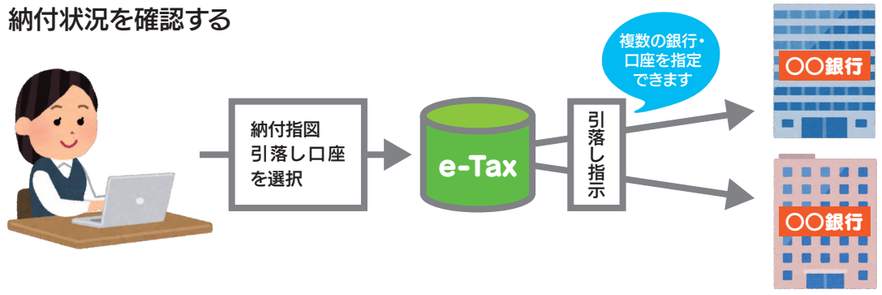

申告書の代理送信依頼のお願い

これまで、名古屋市内9法人会は連携して、会員の皆様から関与税理士の方に代理送信依頼を行う活動に取り組んできました。その結果、名古屋市内のe-Tax利用割合は、増加傾向にあります。

そこで、名古屋市内9法人会は、会員の皆様から関与税理士の方への代理送信依頼活動を継続して取り組むことと致しますので、ご理解とご協力をお願い致します。

会員企業の皆様におかれましては、関与税理士の方に対しまして、機会をとらえて
「当社の申告は、e-Taxでお願いします」とお伝えください。

会員企業の皆様のこの一言が、e-Tax利用割合の向上に繋がります。

税務相談窓口

税務署からのお知らせ

軽減税率制度への対応には準備が必要です!

平成31年（2019年）10月１日から、消費税及び地方消費税の税率が８％から10％に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（８％）と標準税率（10％）の複数税率となります。

軽減税率（８％）の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う（販売する）事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT

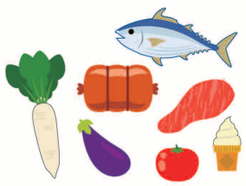

飲食料品の取扱い（販売）がある

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- 区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- 取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の❶❷❸を全てご確認ください。

飲食料品の取扱い（販売）がない

仕入れや経費に軽減税率（８％）対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の❷❸をご確認ください。

❶ **レジの入替えやシステムの改修について**
⇒ ２ページの❶へ

❷ **請求書等の記載事項について**
⇒ ２ページの❷へ

❸ **帳簿の区分経理・記載事項について**
⇒ ３ページの❸へ

３ページの❹では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

〈平成30年７月〉国税庁

❶ レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

軽減税率対策補助金の２つの申請類型

A型 複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。
【専用ダイヤル】0570-081-222　【URL】http://kzt-hojo.jp
【受付時間】９：00~17：00（土日祝除く）

❷ 請求書等の記載事項について

平成31年（2019年）10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書

㈱○○御中　XX年11月30日

日付	品名		金額
11/1	米	※ A	5,400円
11/1	牛肉	※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー		2,200円
⋮	⋮		⋮
	合計 B		131,200円
	10%対象		88,000円
	8%対象		43,200円

※軽減税率対象 A　△△商事㈱

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書

㈱○○御中　XX年11月30日

軽減税率対象 A		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事㈱

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書

（軽減税率対象） A

㈱○○御中　XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
合計		43,200円

△△商事㈱

請求書

㈱○○御中　XX年11月30日

日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
合計		88,000円

△△商事㈱

A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「８％　０円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。　⇒ 現行の請求書と変わりありません。

❸ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年（2019年）10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】（現行制度）	【区分記載請求書等保存方式】（平成31年（2019年）10月～）
帳簿の記載事項	1 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 2 取引年月日 3 取引の内容 4 取引の対価の額（税込み）	左記1～4の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

【記載に関する留意点】

① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。

② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例

総勘定元帳　【仕入勘定】　（税込経理）

XX年 月	XX年 日	摘要			借方（単位：円）
11	30	㈱○○物産	雑貨（11月分）		88,000
11	30	㈱○○物産	※食料品（11月分）	Ⓐ	43,200 Ⓑ
⋮	⋮	⋮			⋮
					（※：軽減税率対象品目）

Ⓐ 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。
Ⓑ 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

❹ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！

軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき（取引時点）に判定します。

業種ごとのポイント　適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業	・飲食料品を製造するための外注加工費は、標準税率が適用されます。 ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。
食品卸売業	・通常必要な容器（缶・トレイ等）に入った食品の販売には、全体に軽減税率が適用されます。
小売業	・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は軽減税率、店内飲食であれば、標準税率が適用されます。
飲食業	・飲食店での食事の提供やケータリング等は、標準税率が適用され、持ち帰り販売、出前等は軽減税率が適用されます。

軽減税率制度に対応するため、次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考にご自身でご確認ください。

ステップ1　軽減税率制度の内容の確認

- □ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- □ 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2　対応が必要な事項の把握と準備の開始

- □ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- □ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- □ 会計システム等の導入・改修・入替え
- □ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- □ 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3　売上・仕入商品の税率区分

- □ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4　業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- □ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- □ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- □ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- □ 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5　制度の実施に向けた本格的な準備

- □ 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- □ 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- □ 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
  【専用ダイヤル】0570-030-456　【受付時間】9：00~17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは　国税庁　軽減税率　検索　又は　最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。

平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国　税　庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

Ⅰ 消費税率等の引上げについて

平成31年（2019年）10月１日（以下「31年施行日」といいます。）から、消費税及び地方消費税の税率が８％から10％へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度※が実施されます。

※　消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区分＼適用開始日	現行	平成31年（2019年）10月1日	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% （消費税額の17/63）	2.2% （消費税額の22／78）	1.76% （消費税額の22／78）
合計	8.0%	10.0%	8.0%

Ⅱ 平成31年（2019年）10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」といいます。）に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10％（軽減対象資産の譲渡等については、８％）の税率（以下「新税率」といいます。）が適用され、平成26年４月１日から31年施行日の前日（平成31年（2019年）９月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（８％）が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

Ⅲ　経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（８％）が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、**裏面**をご覧ください。

※　経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している**「平成31年（2019年）10月１日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ＆A」**をご覧ください。

Q&A

Q　経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A　経過措置の各規定により、旧税率（８％）が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率（10％）により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係
① **旅客運賃等** 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年４月１日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	26年施行日（H26.4.1）／31年施行日（H31.10.1） 対価受領／入場等
② **電気料金等** 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	H31.10.31 継続供給／権利確定
③ **請負工事等** 26年指定日（平成25年10月１日）から31年指定日（平成31年（2019年）４月１日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	26年指定日（H25.10.1）／31年指定日（H31.4.1） 契約／譲渡等
④ **資産の貸付け** 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	契約／貸付け
⑤ **指定役務の提供** 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供※に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※　「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	契約／指定役務
⑥ **予約販売に係る書籍等** 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの**（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）**	契約／対価受領／定期供給
⑦ **特定新聞** 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの**（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）**	指定発売日／譲渡
⑧ **通信販売** 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売**（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）**	31年指定日（H31.4.1） 条件提示／申込／譲渡
⑨ **有料老人ホーム** 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	26年指定日（H25.10.1） 契約／介護サービス
⑩ **特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等** 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの	対価受領／再商品化等

※　上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

愛知県広報

愛知県税だより

「あいち森と緑づくり税」の課税期間の延長について（お知らせ）

日ごろは、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、愛知県では、「山から街まで緑豊かな愛知」の実現を目指し、「あいち森と緑づくり税」等を財源として、「あいち森と緑づくり事業」を平成21年度から10年計画で実施しており、今年度で事業計画の最終年度を迎えることとなります。

県では、これまでの事業実績等を検証・評価して浮かび上がった課題や県民アンケートの結果、市町村の要望等を踏まえ、今後も「あいち森と緑づくり事業」を継続することとし、「あいち森と緑づくり税」の課税期間を5年間延長することとしました。

この趣旨をご理解いただき、今後とも法人県民税の申告納付になお一層ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、この「あいち森と緑づくり税」は、法人の皆様につきましては、法人県民税均等割の税率の特例（超過課税）としてご負担いただいております。

また、個人の方につきましては、個人県民税均等割の税率の特例（超過課税）として、一律年額500円をご負担いただいております。

愛知県における法人県民税（均等割）の税率

均等割額の5％相当額（従前の法人県民税均等割額に加算します。）

資本金等の額	従前の均等割額（年　額）	あいち森と緑づくり税（年　額）	納める均等割額（年　額）
50億円超	800,000円	40,000円	840,000円
10億円超50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
1億円超10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円超1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
上記以外の法人	20,000円	1,000円	21,000円

納める方法

県民税均等割額に加算して納めていただきます。
（上記「納める均等割額」により申告納付します。）

適 用 期 日

平成21年4月1日から平成36年3月31日までの間に開始する各事業年度

あいち森と緑づくり税の仕組み

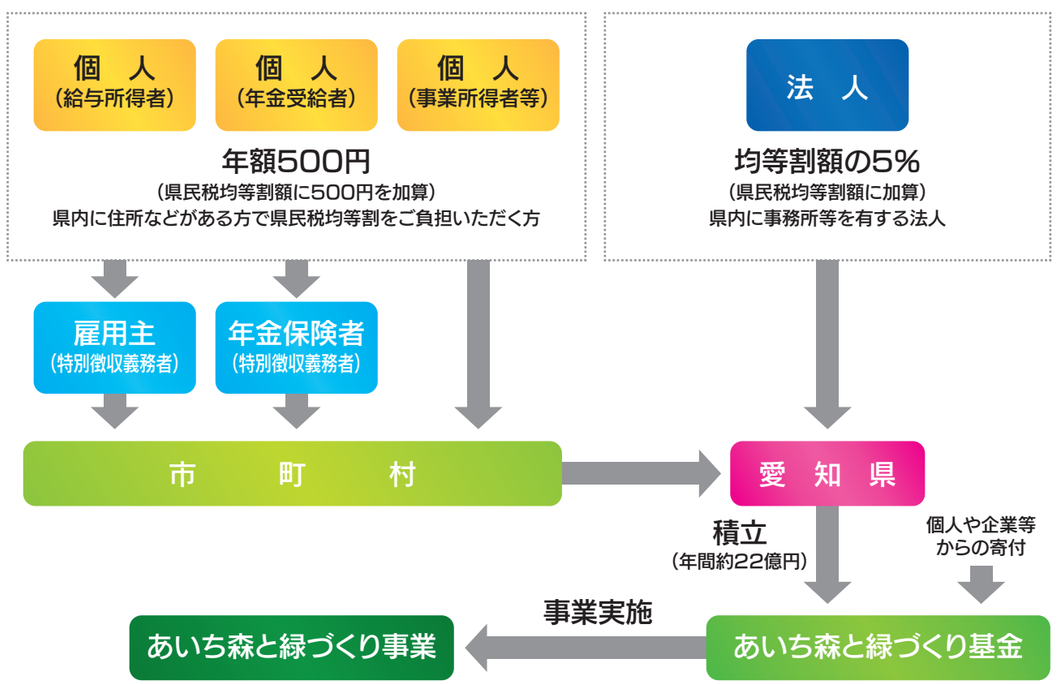

○お問い合わせ先
愛知県名古屋北部県税事務所　課税第一課　県民税・事業税第一グループ
電話　052－531－6304（ダイヤルイン）

○愛知県総務部税務課ホームページ
http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/

名古屋北法人会　年会費（平成31年度以降）のお知らせ

●年会費は加入企業の資本金によって異なります。

資　本　金	年会費
300万円未満	5,000円
300万円以上	8,000円
500万円　〃	10,000円
800万円　〃	12,000円
1,000万円　〃	14,000円

資　本　金	年会費
3,000万円以上	30,000円
5,000万円　〃	36,000円
8,000万円　〃	40,000円
10,000万円　〃	46,000円
30,000万円　〃	60,000円

資本金等なし	年会費
支　店 営業所 公益法人 宗教法人 学校法人 個人事業主	5,000円

※4月～8月に初めて法人会に加入の会員さんは初年度は通常の半額となります。

名古屋市広報

名古屋市税だより

〔給与支払報告書提出のお願い〕

平成30年中に給与等を支払った方は「給与支払報告書(個人別明細書・総括表)」のご提出をお願いします。なお、『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(http://www.city.nagoya.jp/)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

提出範囲　(1)平成31年1月1日に給与等の支払いを受けている方
(2)平成30年中に退職された方で支払金額が30万円を超える方
(退職された方で支払金額が30万円以下の方についても提出のご協力をお願いします。)

提 出 先　平成31年1月1日(退職された方は退職時)に
○名古屋市内に住所のある方
名古屋市個人市民税特別徴収センター
〒460-8201　名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
TEL (052)957-6930　　FAX (052)957-6934
○名古屋市外に住所のある方
各市(区)町村の住民税担当課(係)

提出期限　平成31年1月31日(木)
＊なるべく1月21日(月)までの提出にご協力をお願いします。

提出は電子申告が便利です

名古屋市では、給与支払報告書や異動届出書を地方税ポータルシステム「eLTAX」により提出することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

※名古屋市に給与支払報告書を提出する場合の市区町村コードは、給与支払者の所在する区にかかわらず「231002」(末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」)です。ご注意ください。

「eLTAX」を利用されている方は、電子納税の手続きをしていただくと、インターネットバンキング等から特別徴収税額を納入することができます。

詳しくは「eLTAX」ホームページ(http://www.eltax.jp/)をご覧ください。

〔償却資産申告書提出のお願い〕

平成31年1月1日現在、名古屋市内に償却資産を所有する方は、資産の所在する区ごとに申告書を作成してご申告ください。

◇提出期限
平成31年1月31日(木)
※提出期限間近は窓口が大変混雑しますので、
なるべく平成31年1月21日(月)までの申告にご協力をお願いします。

◇提出先・問い合わせ先
栄市税事務所固定資産税課償却資産係
〒461－8626　東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)
電話　(052)959－3309

〔納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください〕

▽ご利用いただける市税
市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)

▽お申込み手続き
「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、預貯金口座のある名古屋市内の市税の取扱金融機関へお申込みください。

▽取扱金融機関
市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局
※一部、愛知県内の店舗の口座に限って取扱いが可能な金融機関がありますので、ご注意ください。

▽口座振替・自動払込みできる預貯金
普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

▽振替の開始
おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。
※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

▽振替日
各納期の最終日、前納(1年分)の場合は、第1期の最終日です。

▽問い合わせ先
名古屋市市税収納事務センター
〒460－8202　中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
電話　(052)957－6931　FAX　(052)957－6934

税理士会

人工知能（AI）の進化と税務・会計上の課題

名古屋税理士会名古屋北支部　税理士　尾関孝信

1　はじめに

近年、人工知能（AI）やフィンテック（Fintech）などの革新的な情報技術が急速に進展する中で、中小法人を取り巻く経営環境も大きく変わろうとしています。しかし、大規模法人の迅速かつ戦略的な対応に比べると、資金力に乏しい中小法人はどうしてもその対応が出遅れがちになります。

否応なく押し寄せてくるこの大きなうねりに企業が飲み込まれないようにするためには、視野を広げて変化を見通し、選択肢を増やした上で、自社にとって最適となる判断をしていくことが経営者に求められているのです。

こうした課題を解決するためには、①情報技術革新の動向を継続的に注視し、②自社が新たなシステム又は新たなサービスに移行する場合のメリット・デメリットを整理しておき、③民間業者、行政庁、税理士等が提供する種々の新システム又は新サービスのうち、個々の法人のニーズに真に適合し、かつ、経済性と利便性が十分に高いものを取捨選択して活用していく、というプロセスをとることが合理的です。

そして、これを的確に実行に移せば、企業の生産コストや事務管理コストの削減が可能となり、さらに、昨今の人手不足の中、社内の人員配置を「定型的業務」から「高付加価値業務」にうまく転換できれば、一層の生産性向上が見込まれます。

また、法人・個人が自身の申告・納付に係るコスト削減に加え、行政庁が無償提供するe-Tax等の「デジタル化され、スムーズ・スピーディーになった新サービス」を納税者が選択し利用することで、行政庁側の業務コストが大幅に削減され、行政の効率化にもつながります。

2　AI等の進展

AIがプロ棋士との対戦に勝つ、人と会話するロボットが商品化される、自動運転の車が開発されるなど、最近ではAIの話題には事欠きませんが、一方で、AIが人間の仕事を奪ってしまうのではないかという議論が巻き起こって、既に数年がたちます。

オックスフォード大学のAI研究者であるマイケル・オズボーン准教授は「10年後に90％の確率で無くなると予測される職種」として「簿記、会計、監査の事務員」と「税務申告代行者（税理士）」を挙げたことから、関連する多くの従事者から様々な反響を呼んでいます。

また、最近では、フィンテックという用語がよく使われますが、これは、Finance（金融）とTechnology（技術）を組み合わせた造語で、金融とAI等の情報技術の融合から生まれた革新的なサービスのことです。

フィンテックがカバーする領域は幅広く、例えば、会計分野では、企業が金融機関等と連携し、預金の入出金やクレジットカード決済、ネットバンキングなどの取引データや、さらにはスマートフォンで領収書をスキャンして入力したデータ等からも自動的に仕訳を行うことができる「クラウド会計システム」等の利用が進展しつつあります。

また、税務の分野では、電子申告やマイナンバーが普及しており、帳簿書類の電子化やスキャナ保存などフィンテックと親和性が高く、納税者にとって利便性の高い制度が整備されており、年々、情報システムが高度化されています。

このように、情報技術革新の波は、税務・会計分野にも既に現れつつありますが、やがて中小法人に対しても、更に大きなうねりとなって押し寄せて来るでしょう。

3　定型的業務から高付加価値業務への転換

経済産業省が平成28年4月に取りまとめた「新産業構造ビジョン中間整理」によると、「経理、給与係などのバックオフィスの職業は、AI・ビッグデータ・IoT・ロボットによる代替が進み、減少する」と予測され、逆に代替されにくいものとして「経営戦略策定や研究開発者といった上流工程、高度なコンサルティング機能が競争力の源泉となる商品・サービス等」や「高級レストランの接客のような人が直接対応することが質・価値の向上につながる高付加価値な低代替確率のサービス」があるとしています。

経済産業省では、このような中小法人のIT化による生産性向上を後押しするため「サービス等生産性向上IT導入支援事業」の補助金として、平成29年度は100億円、同30年度には500億円と多額の予算措置を行っており、利用できる中小法人の総定数も前年度の1万5千社から今年度は13万5千社と大幅に拡充しています。

3　国税庁の取組

国税庁が平成29年6月に公表した「『税務行政の将来像』～スマート化を目指して～」によると、納税者の利便性の向上（スムーズ・スピーディ）と課税・徴収の効率化・高度化（インテリジェント）を柱に、情報システムの高度化と外部機関の協力を前提に概ね10年後のイメージを示し、その実現に向けてAI等の情報技術を活用していく、としています。

また、国税庁が平成30年6月に公表した最近の取組状況を見ると、申告・納付手続のデジタル化による納税者の利便性向上について多くの具体例が紹介されています。

なお、調査・徴収事務でのICT・AI技術等の活用例としては、国税庁が組織的に保有する各種資料情報についてマイナンバーや法人番号をキーにして横断的・網羅的な有効活用を促進することで、重点課題である国際的租税回避事案、富裕層、大口・悪質事案への取組を充実する、としていることも大いに注目されます。

4　税理士側の対応

フィンテックの進展によって我々税理士の業務にも少なからず影響が生じてくるものと思われることから、日本税理士連合会の中小企業対策部では、平成29年2月に「FinTechへの対応について（中間報告）」を取りまとめて、公表しています。

それによると、金融機関等が会計ソフトベンダーや特定の税理士と提携し、中小法人に対し「クラウド会計ソフトの導入により記帳代行や月次の帳簿確認等は自動化され、税理士は不要となりますよ」などの営業活動や提案をして新しいシステムへの移行を奨められた場合、中小法人は、融資等で優越的な地位にある金融機関等に対し拒絶することが困難になり、既存の顧問税理士ともトラブルになりかねないとの懸念を指摘しています。

これに対し、税理士には、中小会計指針及び中小会計要領に準拠した決算書を作成して、チェックリストを活用することの重要性等について、各方面に対し啓蒙・普及を図っていくことが求められており、また、関与先との強固な信頼関係の下に、経営者と共に経営課題を抽出し、具体的な経営改善や経営再生支援を行っていくことが期待されています。

その一方で、個々の税理士は、革新的情報技術の動向やそれに伴う制度改正について積極的に知識を吸収し、そのことを関与先に対して説明・助言し、最適な提案ができるよう一層のスキルアップを図っています。

5　おわりに

これまで見てきたように、AI等を活用し、経済性と利便性を兼ね備えた最適なシステムを構築して従前の業務コストを削減できるのか、そして、その分を高付加価値業務へうまく振り替えることができるのか、これらの課題は、納税者のみならず、行政庁、さらには税理士自身にも共通するものといえます。

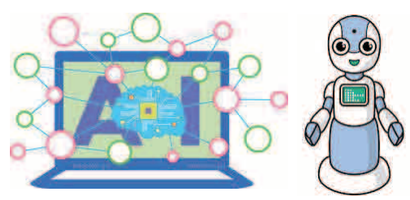

そして、冒頭に述べたように、中小法人がこれらの課題を解決するためには、視野を広げて変化を予測し、選択肢を増やしていく必要がありますが、最終的には、経営者自身の判断に委ねられているのです。

会員のページ

我が町の住職の思い

楠支部　㈱中日スタヂオ　髙野あつ子

私の住まいとする北区福徳町には比叡山延暦寺を本山として、春日井野田蜜蔵院を本寺とする天台宗の流れを汲む由緒ある古刹聖徳寺があります。松村宗哲住職にお寺に纏わるお話を伺いましたので住職講話などを紹介します。

平和の祈りを梵鐘に思う

平成二十八年、檀家総代との巡礼の旅で「広島原爆平和記念公園供養塔」を訪れたとき『まだ終わってないよ』との声が聞こえ、強く心が動かされ、まだまだ浮かばれていない人が大勢いるんだと実感しました。

戦争や災害で亡くなった人達を慰霊しようと『平和の祈り梵鐘』の建立を発願決意しました。長崎原爆記念公園、沖縄ひめゆりの塔、東日本大震災津波被災大川小学校などを巡礼した各地のお砂を梵鐘下に納め、亡くなった大勢の人々に「私は忘れてないよ」と供養の思いを伝え、梵鐘の響きが心を震わせ永遠に平和ならんことを伝えたく思います。

名古屋空襲、三河・濃尾大震災、伊勢湾台風などの発生日にも鐘を撞き、犠牲者の冥福を祈り続けて行きます。すべて風化しないよう語りつがねばなりません。

撞　鐘

一月十三日	三河大地震	3：38	八月十五日	シベリア抑留 太平洋戦争終戦記念日	
一月十七日	阪神神戸大震災	5：46	八月十六日	聖徳寺精霊供養日	
三月十一日	東日本津波大震災	14：46	九月　一日	関東大震災	11：58
五月十三日	名古屋空襲城炎上		九月十一日	NY貿易ビル同時テロ	
六月廿三日	沖縄戦終戦記念日		九月廿六日	伊勢湾台風	
八月　六日	広島原爆記念日	8：15	十月廿八日	濃尾大地震	6：37
八月　九日	長崎原爆記念日	11：02	毎月廿二日	世界人類平和の祈り	

落慶稚児法要

平成三十年十月二十一日落慶を祝い稚児練法要もあり、華やかな稚児衣装の子どもたちのすこやかな成長と平和を祈る心を大切に鐘を撞きました。

安食の荘園と歴史（あじき）

北区の北部、福徳・中切・成願寺・味鋺・楠・安井・米ヶ瀬一帯は平安時代・藤原時代・鎌倉時代と（900 ～ 1300）と安食荘と言い山城国醍醐寺釋迦堂の皇室領の荘園でした。

安食里現在の福徳には聖徳寺が現存し安食荘の本拠地であり、その開創が、安食次郎重頼であります。平家物語源氏ぞろえでは、治承四年（1180）源氏に山田六郎重弘、安食次郎重頼などの名があり、養和元年（1181）三月、源軍に属し、平重衡の平家軍と尾張の国境、墨股に戦って敗戦しており、亡くなった下臣らの菩提に入道となり常観坊隆憲と号しました。

『北区誌』より

普門山聖徳寺はもと圓光寺吉祥院といい、安食次郎重頼が成願寺とともに治承五年（1181）墨股の合戦で戦死した子の重義をはじめ部下の冥福を祈り、またこの戦いで、聖徳太子の名を記した札を身につけて戦ったので、その聖徳太子の徳をたたえるために建てたのが始まりと言われている。

普門山吉祥院聖徳寺　松村宗哲

聖徳寺には昭和55年４月に国指定重要文化財となった絵因果経の二巻上の断簡（縦25.2㎝横425.4㎝）が残っています。境内には椋（むく）の木が、“無苦の木大権限”として祭られパワースポットとなっています。ちょっと足を運んでみては如何でしょうか…。

支部報告

活動レポート

税務・経営研修会

9. 14　**杉村・大杉・清水支部合同研修会**　法人会研修室
「平成30年度税制改正のポイント」
「自社の内部統制と経理面に関する自主点検」他
名古屋北税務署法人課税部門上席調査官　長野昭彦氏

11. 6　**金城西・若葉・北陵支部合同研修会**　法人会研修室
第一部　税務研修会（決算期別説明会と併催）
「平成30年度税制改正のポイント」
「自社の内部統制と経理面に関する自主点検」
名古屋北税務署法人課税部門上席調査官　長野昭彦氏
第二部　交通安全講座
「シニアドライバーの事故現状＆愛知県内交通事故発生状況
「高齢者ドライバーが抱えるリスクと対策～交通心理学から考える～」
「危険予知トレーニング（KYTⅢトレーニングDVD)」
ハートエージェンシー㈱　代表取締役　石川裕高氏

11. 7　**楠支部研修会**　東濃信用金庫豊山支店
第一部　税務研修会
「平成30年度税制改正のポイント」
「自社の内部統制と経理面に関する自主点検」
名古屋北税務署法人課税部門上席調査官　長野昭彦氏
第二部　交通安全講座
「シニアドライバーの事故現状＆愛知県内交通事故発生状況
「高齢者ドライバーが抱えるリスクと対策～交通心理学から考える～」
「危険予知トレーニング（KYTⅢトレーニングDVD)」
ハートエージェンシー㈱　代表取締役　石川裕高氏

講演会

11.27　**守山6支部合同教養講演会**
「最先端医療の現状 ここまで進んだがん治療」
日本医療ジャーナリスト協会　副会長
東邦大学医学部客員教授　松井宏夫氏

役員会

9. 13	守山北支部	9. 14	清水支部	10. 18	小幡支部	10. 25	守山支部
9. 14	杉村支部	9. 21	金城西支部	10. 19	みどり支部	11. 7	楠支部
9. 14	大杉支部	10. 15	北陵支部	10. 24	大森支部		

見学研修会

8. 4　**守山北支部見学研修会**
アサヒビール名古屋工場見学

9. 28　**楠支部見学研修会**
名古屋航空ミュージアム・小牧ワイナリー見学

10. 20　**若葉・北陵支部合同見学研修会**
京都御所参観・平安神宮・史跡名勝神線苑

10. 30　**上飯田・山田・大曽根支部合同見学研修会**
清水港クルーズ・みかん狩り・末廣鮨

11. 12　**守山・小幡・大森3支部合同見学研修会**
浅間神社・日本平富士展望回廊・焼津方面

11. 13　**杉村・大杉・清水支部合同見学研修会**
日本三大東照宮鳳来山散策・湯谷温泉方面

11. 13　**金城西見学研修会**
富士電機三重工場見学・湯の山方面

税知識の普及、租税教育活動

北区区民まつり きた・きたフェスタ

名古屋市立八王子中学校グランド
10月21日(日)

今年も北区民まつり「きた・きたフェスタ」にて、名古屋北法人会ブースを設置し大人向け税金クイズ・子供向け税金クイズなどを開催してきました。

今回も天気に恵まれて快晴の中、多くの方が区民まつりにご来場されました。そのため、名古屋北法人会ブースも午前中から大賑わいでした。午後には、ブースにおいての活動と同時進行で、毎年恒例の子ども税金クイズ大会をトラックブースにて開催いたしました。今年も200名近くの子供たちにご参加頂き、難問?!に挑戦してもらいました。

今年度も大盛況にて、活動を終えることができました。

（青年部会　松浦美奈）

出前授業「租税教室」

名古屋市立六郷小学校
11月22日
名古屋市立守山養護学校
12月3日

夏休み! 親子税金教室スタンプラリー

8月2日木曜日、女性部会主催で毎年恒例となりました親子税金教室スタンプラリーを、今年も開催させていただきました。連日の猛暑（この日の名古屋の最高気温は39.6℃!）の中で、市街地は灼熱地獄でしたが、行く先が海!港!ということで、心もうきうき。夏を満喫するぞ、という意気込みでマイクロバス1台とスタッフの車2台で出発!参加者数は船の定員の都合もあり、21名の親子さんでした。

午前の見学場所、港区の名古屋港湾事務所へ到着。まずはボランティアスタッフさんによるお話「港の大研究」を伺い、名古屋港が総取扱貨物量においても貿易黒字額においても、15年以上連続日本一を維持していることや、港がどんなにすばらしい工夫や連携のもとに、私たちの暮らしをささえているのかを学び、子どもたちもとても誇らしい気持ちになれたと思います。次は、湾内を業務艇「翔龍」と「明龍」に乗ってクルーズ、船上からいくつかのふ頭やコンテナ基地や石油基地、湾岸道路の大きな吊り橋などを見学し、それを実際に目で確認することができました。青い空にスクリューの白い波、迫力満点のクルーズをたっぷり満喫できました。

お昼は、海を一望できるポートビルのレストランで美味しいランチをいただきました。すばらしいオーシャンビューがお食事を引き立ててくれました。

さて、海を満喫したあとの午後の部は、南区へ移動して名古屋港湾空港技術調査事務所へ。併設する伊勢湾水理環境実験センターでは、伊勢湾・三河湾を2000分の1に縮小した「伊勢湾環境水槽」をはじめその他大小の水槽を使って、擬似津波実験や防波堤の安定性の実験をしています。実際に津波を起こして見せていただいたり、改めて地震や液状化のお話を伺って、地震が私たちの身に迫っていることを再認識させられました。

港や実験場など、子どもたちにとっては普段、見ることができないものをたくさん見て、かなりインパクトの強い印象が心に残ったことと思います。そして、この日目で見たことに、たくさんの税金が使われていることも学んでいただきました。次の時代を生きていく彼らが、資源の大切さや自分たちの身を守ることを真剣に考えていってもらうために、この日の見学がお役に立っていれば幸せであると、女性部会は考えております。

ほんとうに暑い中、無事に企画が終了できましたこと、関係者のみなさまに心より御礼申し上げます。

（女性部会　日比野由美子）

租税教育の推進に感謝状

平成30年11月21日

青年部会、女性部会メンバーが中心となって、北区、守山区内の小学校等において「租税教室」を積極的に開催し、子どもたちに”正しい知識”の普及活動を続けてきたことが認められ、名古屋北税務署長様から感謝状をいただきました。

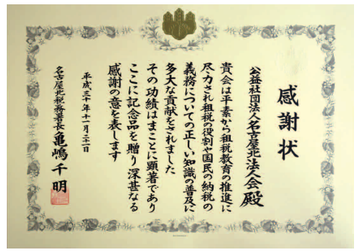
感謝状

公益社団法人名古屋法人会殿

貴会は平素から租税教育の推進に尽力され租税や社会や国民の納税の義務についての正しい知識の普及に多大な貢献をされました
その功績はまことに顕著であり
ここに記念品を贈り深甚なる感謝の意を表します

平成三十年十一月二十一日

名古屋北税務署長　亀嶋千明

女性部会

活動レポート

事業活動

9. 11　**税に関する作文の審査**
名古屋北税務署会議室

10. 21　**北区区民まつり協賛**
八王子中学校グランド

11.　6　**「税を考える週間」街頭宣伝**
黒川バスターミナル・アピタ北店・イオン守山店

11. 22　**租税教室出前授業**
名古屋市立六郷小学校　6年生1クラス

役 員 会

9.18　　10.2　　10.12　　11.16

女性部会創立40周年記念事業

去る10月12日、キャッスルプラザホテルにおいて、女性部会の周年記念行事として、記念コンサートを開催しましたところ、来賓・会員の皆様合わせて144名の方にご出席いただき、盛況のうちに終えることができました。

当日は、西川流のHINAGIKU（ひなぎく）による壽三番叟の舞で幕開け、可愛らしいお嬢さん3名が舞台の上に登場すると、会場では「まあ!!」と、笑顔の花が咲きました。主催の挨拶を挟んでもう一曲、これもおめでたい「松」の舞を披露していただいた後、メインゲストの篠笛奏者、佐藤和哉さんによるコンサートが行われました。篠笛というとなんだか堅苦しく小難しいイメージがありますが、佐藤さんの演奏は、お囃子から童謡、演歌にポップスと、アレンジも多彩で、また、優しい語り口に美しい立ち居振る舞いと、目も心も大満足。ひと時の癒しの時間を過ごすことができました。

休憩をはさんで、会食会では、徳永会長のご挨拶、そして、亀嶋税務署長と愛知県法人会連合の女性連絡協議会会長、山内さんのご祝辞をいただき、また、演奏を終えて残ってくださった佐藤さんも交えて、楽しく語らいつつ、写真撮影にサイン会、お食事と、心に残る記念行事となりました。

当日の写真は、ホームページからご覧いただけますし、ダウンロードもできるようになっています。あいにく欠席された方も、当日の様子を窺うことができますので一度アクセスをして頂きたく思います。また、記録用に収録したVTRは、次回の総会で上映する予定にしております。

この周年行事は、2年前から役員の皆さん一丸となって、どのような行事にしようかと進めてまいりました。これまでの形式ばった記念式典や講演会より、参加していただく皆様に笑顔になっていただくことが、これまでのご支援に対する何よりの御恩返しと思い、できる限りのおもてなしをさせていただきました。至らぬ点も多々あったかと存じますが、お帰りになる際には、皆様に「楽しかった」とお声がけをいただき、無事終えることができたと、肩をなでおろした所です。お力添えを頂いきました各方面の皆様に、この場を借りて御礼申し上げるとともに、これからの10年が、ますます実りあるものになっていきますよう、活動してまいります。

ありがとうございました。

（女性部会長　屬 ゆみ子　拝）

青年部会

活動レポート

事業活動

10.16　**租税教室講師養成講座**
名古屋中税務署　税務広報公聴官

10.21　**北区区民まつり協賛**　八王子中学校グランド

11.8～9　**第32回法人会全国青年の集い**
長良川国際会議場

情報交換会

8. 6　**名古屋西・北・昭和法人会青年部会合同情報交換会**
ジュラスコ BBQ 屋

11.28　**情報交換会大交流会**　なべや

役 員 会

9.3　　10.16　　11.13

新会員紹介

2018. 8～11

支　部	会社名等・住所	代表者名・電話番号	業　種	歓奨社
上飯田	S・P・M 北区上飯田南町1丁目35 マノワール・ド・シオン303	松井友吾 325-2544	電気工事業	
山田	㈱エムアイクリエイト 北区平安1丁目8-26	皆木　茂 982-6633	不動産業	
清水	新鋭建商㈱ 北区柳原1丁目27-9 川口ビル1F	万代良香 914-2855	ビル管理	
金城西	㈱CHECK 北区水草町2丁目55-1	小山伸吾 325-4001	建設業	
金城西	㈱ニッショー住販 北区城見通2丁目10-1	加治佐健二 912-1001	不動産売買	ユニック中部販売㈱
若葉	イデアコンサルタント㈱ 北区芦辺町3丁目5-6	石川　望 919-1077	不動産業	中日信用金庫本店(清水)
楠	㈲立川工業 北区楠味鋺3丁目2326 グリーンH双葉103	立川育代 909-6764	建設業	
瀬古	㈱テクノアンカー 守山区瀬古3丁目128	森藤左工門 792-0202	昇降機部品改修等	
瀬古	㈲てるてるぼうず 守山区新守山1813 ハイツK101	吉富孝幸 070-5257-1329	広告業	
守山	㈱ラ・ラサポート 守山区廿軒家27-19	柴田恵子 794-4068	芸能タレントマネージメント及び プロモート、ビジネスマッチング	
守山	㈲ニチレイテクニカ 守山区長栄1-6	山本正夫 792-6061	管工事	
小幡	加藤行政書士法務事務所 守山区小幡中2丁目22-12	加藤和俊 791-7146	行政書士業務	
小幡	㈱東海ルーセント 守山区野萩町3-18 パームデールA106	酒井活大 726-5611	訪問介護	
大森	渡辺鉄筋㈱ 守山区向台1丁目1707-1	渡邉正寿 776-3444	鉄筋組立・加工	
みどり	㈱イトーＫＴ名古屋守山 守山区下志段味字長戸1649-12	伊藤達也 739-2022	二輪車販売・修理	㈱イトーKT(瀬戸旭)
みどり	共和電工㈱ 守山区下志段味字池田786	児島昌一 737-8663	電気工事	
守山北	㈱名古屋ゴルフトレーニング 守山区城土町365	鈴木伸也 794-1667	ゴルフトレーニング	㈱ナカシロ 瀬戸信用金庫川村支店
守山北	窪設備工業㈱ 守山区川宮町198	窪　茂 737-4210	管工事業	㈱ナカシロ 瀬戸信用金庫川村支店
守山北	㈱ティラジオ 守山区高島町391-6	石川善之 778-8405	地盤調査、 地盤改良工事の設計施工	
区外	アイズ木工 千種区今池3丁目15-22	磯野史明 799-5656	木製品製造	㈱ナカシロ(守山北) 瀬戸信用川村支店(守山北)

法人会事業

北法人会の行事

平成30年8月1日～11月30日

経営教室

経営教室（第２回）

8．28　「事業を継承する親族がいない!!経営者は如何にしたか」
宮田電工㈱取締役会長　宮田則夫氏

◇講師の実体験をもとにしたドキュメント講演でした。

税務教室

税務教室（第1回）

9．25　「現物給与等について」ほか
名古屋北税務署法人課税部門
上席国税調査官　長野昭彦氏

税務教室（第2回）「消費税軽減税率制度等説明会」
（名古屋北税務署・中日信用金庫
名古屋北法人会・名古屋北間税会共催）

10．23-24　中日信用金庫　本店
「軽減税率制度の概要・
軽減税率対策補助金制度の概要」
名古屋北税務署法人課税
第一部門統括官　前田幸夫氏

税務教室（第3回）　筆頭副署長講演　税務連絡協議会共催

11．20　「The 査察!!　～マルサ　昔と今」
名古屋北税務署筆頭副署長　鍬本伸一氏

社会貢献観劇研修会

10．　5　「吉例顔見世」観覧会 and バックステージツアー
観覧会　御園座　演目　「女暫」「連獅子」「与話情浮名横櫛」
バックステージツアー　案内人　㈱御園座営業部　大野利典氏、服部友美氏、清　和音氏

◇新しい御園座の「機能」「設計コンセプト」等を教えていただいて驚き、感心する事ばかりでした。

緞帳　松村公嗣作「野分」の前にて

講 演 会

9．19　**市内合同講演会**　日本特殊陶業市民会館
「どうなる日本!これからの政治経済」
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
エイベックス・マーケッティング取締役　岸　博幸氏

11．14　**「税を考える週間」記念講演会**　名古屋市北文化小劇場
「日本経済の行方と日中関係、これからの企業経営」
～アジア大発展とこれからの日中関係、そして日本を蝕む
深刻な課題と解決策、そして企業経営の発展策について～
元･中国大使　公益社団法人日本中国友好協会会長
伊藤忠商事㈱元･会長・社長　丹羽宇一郎氏

簿記教室

8．　1　簿記会計講座第　４回
8．　8　簿記会計講座第　５回
8．22　簿記会計講座第　６回
8．29　簿記会計講座第　７回
9．　5　簿記会計講座第　８回
9．12　簿記会計講座第　９回
9．19　簿記会計講座第１０回

◇実務の流れに沿った研修に会社の業務と重ね熱心に受講されました。
毎年7・8・9月に簿記初級講座を開催しました。

講師　税理士　岡島達朗　先生

パソコン教室

10．18　パソコン講座（1 日目）
10．25　パソコン講座（2 日目）
11．　1　パソコン講座（3 日目）
11．　8　パソコン講座（4 日目）

◇個別指導形式によるパソコン講座を法人会研修室にて開催しました。受講された方は各々希望の内容をご自分のペースで進めて真摯に学ばれました。

講師　平林一紀　先生

そ の 他

8．　9　**決算期別説明会**
11．　6　「決算と申告のポイント」自主点検チェックシートを使用
名古屋北税務署法人課税部門上席調査官　長野昭彦氏

11．30　**大規模法人研修会＆大規模法人ｅ－TAX 義務化説明会**
ウインクあいち

役 員 会

8．　6　運営会議
8．　6　本部理事会
9．　6　組織委員会
9．　7　運営会議
9．　7　常任理事会
9．21　厚生委員会・支援会・厚生制度推進協議会合同会議
10．17　広報委員会

市内9法人会合同講演会

「どうなる日本！ これからの政治経済」

～日本は再び輝きを取り戻せるか、阻む課題は何か、新たな成長発展をどうやって創り出すか～

講師／慶應義塾大学院メディアデザイン研究科教授
エイベックス・マーケティング取締役
岸　博幸 氏

日時／平成30年9月19日（水）　13:30～15:00
会場／日本特殊陶業市民会館　フォレストホール

プロフィール

1962年　東京都生まれ　一橋大学経済学部卒
1986年　通商産業省（現経済産業省）入省
コロンビア大学ビジネススクールでMBA取得後復職、朝鮮半島エネルギー開発機構出向、内閣官房IT担当室などを経て、竹中平蔵大臣の政務担当秘書官就任。不良債権処理、郵政民営化など構造改革の立案・実行に関わる。2004年より慶応義塾大学助教授兼任。
2006年　竹中大臣の議員辞職にあわせて経産省退職。
2008年　慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授に就任
国会議員の江田憲司氏、元官僚高橋洋一氏らと「官僚国家日本を変える元官僚の会」を設立。
2010年　エイベックス・グループ・ホールディングス㈱顧問
現在は「グッド!モーニング」等テレビのコメンテーターとしても活躍中

2020年以降、景気は低迷

いま日本の経済成長率は年３％を超えています。２％を超えると景気がいいと考えますから３％は景気がいいと思いますが、問題は、今後どれだけ続くのか。残念ながら、私は2020年以降厳しくなると思っています。潜在成長率、つまり日本経済が長期的に実現可能な経済成長率は、日銀の推定で0.88％です。

90年代初頭、「失われた20年」と言われたときの成長率は年0.6～0.7％でした。バブル崩壊後ほどしか経済成長しないということです。

成長率が低くなるのは2020年以降ですが、その要因としては、まず来年10月に消費税再増税が予定されています。加えて、この6年間日銀は大規模な金融緩和をしてきましたが、昨年暮れから規模を縮小し始め、来年、再来年は明確に金融緩和を縮小して正常化しようとします。一番悩ましいのは東京オリンピックです。過去オリンピックを開催した国は、オリンピック後ほとんどの国で景気は悪化しています。ひどい一例は10年ほど前のギリシャ危機です。そのきっかけはリーマンショックだと言われていますが、発端は2004年のアテネオリンピックでした。施設をいっぱい造り財政赤字が拡大、オリンピックをきっかけに税収を増やそうと思ったら、景気が悪くなり税収が減って借金が増えたのです。

低い潜在成長率を高くするには、てっとり早いのは人口が増え労働量が増え生産量が増えることです。でも日本は人口減少局面に入っていますし、大規模な移民の受け入れが難しい国です。もうひとつの方法は、人口減少のペースを上回るペースで経済の生産性を高めるために、政府は改革を進め、民間や地方が新しいことを何でもできるようにしてあげることで、規制改革や地方分権、自由貿易が必要になります。

今年、賛成多数で成立した働き方改革関連法案は、日本に投資している海外のヘッジファンドからは評判が悪いです。問題は「時間外労働の上限規制」です。ワークライフバランスが実現している企業は、若いうちはどんどん残業して仕事に必要なスキルを早く身に付けたほうがいいので、休みは半年とか1年単位で調整しています。毎月で上限時間を設けますと、残業できない新入社員はスキルを身に付けられず、会社の生産性は上がりません。

来年4月に地方統一選が、7月に参院選があります。安心して勝てる環境にするために、政府は年末の予算編成で財政のばらまきをするのではないかと思います。年末の予算ばらまきは、来年10月の消費税再増税で景気の落ち込みを防ぐ観点からは大事ですが、改革より財政出動を優先していると景気はあと1年か1年半しかもちません。

2025年になると団塊の世代全員が後期高齢者になります。社会保障制度や年金制度の持続性、財政赤字も1000兆円を超えていて、それらの問題解決も重要ですが先送りされています。

イノベーションとはニューコンビネーション

いまのままでは日本の将来は厳しいと思いますが、日本全体を広い眼で見ると、そこまで暗くありません。

経済の生産性を高めるのは政府ではなく、民間企業・地方経済です。これからの数年は大事なタイミングです。

そのためにはイノベーションを継続して作り出すことが大事です。日本ではイノベーションを「技術革新」と訳して、全く新しい技術的な成果だと思われがちですが、０から研究開発を頑張って1を創るのはインベーション「発明」です。イノベーションは、100年くらい前にヨーゼフ・シュンペーター氏が「ニューコンビネーションを作り出すこと」と言っています。日本語訳は「新結合」です。既に世の中に存在する知識、ノウハウ、ブランド、何でもいいので、「1＋1が3とか4になるような新しい付加価値をつけたニューコンビネーション」をつくるのだということです。

イノベーションは製造業に限定しないであらゆる業種に共通する課題です。大企業だけでなく中小企業でも必ず生み出せるもので、サービス業を含め、どんな産業でもできると覚えていて欲しいと思います。

具体例です。音楽業界は典型的なサービス業ですが、過去20年間で日本の音楽市場の規模は半分以下に減ってしまいました。ネットが普及して違法コピーが蔓延したこと。スマホが普及して若者は音楽より通信にお金を使うようになったこと。デフレが続いて若者が貧乏になりお金を使わなくなったことなどで、典型的な衰退産業になりました。しかし右肩上がりの会社もあって、分析するとイノベーションをしっかりやっています。AKB48の運営会社はこの７～８年は右肩上がりです。AKB48総選挙の投票権とか握手会、握手券をCDにつけました。CDと“おまけ”のニューコンビネーションです。またアーティストの本拠地を秋葉原にしました。秋葉原はオタクの巣窟で、オタクは自分の好きなものにはとことんお金を使ってくれる有り難い人たち、その人たちを音楽に引っ張り込んだのです。

またEXILE、三代目J Soul Brothersも人気がありますが、男性アイドル＋ヤンキー、歌とダンスのコンビネーションです。カラオケ産業も低迷していましたが、イノベーションしている企業は右肩上がりになっています。農業の世界でもイノベーションで十分儲かる企業になることはできます。

安倍政権は地方創生に取り組んでいますが、地方創生の観点からもイノベーションは大事です。毎年政府が用意する地方創生予算の獲得ばかりに熱心になっている自治体は失敗します。地元の産業や経済の生産性を高めたり、政策でイノベーションをつくりだすことをしないと長続きできません。

日本で一番元気がいいと言われているのは福岡市です。中国人観光客が増えたこともありますが、福岡市長が「福岡を日本で一番起業しやすい都市にする」と目標を掲げて頑張ったのです。政府国家戦略特区の制度を利用して、起業支援を手厚くしました。さらに起業スタートアップのイベントに出向いて「起業するなら、ぜひ福岡で」と営業を頑張ったのです。実際、有名ネット企業が福岡でオフィスを開き、若者の起業も増えました。

名古屋は日本で一番製造業が強いエリアですので、イノベーションで、もっと生産性を高められるはずだと思います。

日本経済の強みは現場の力

大企業でイノベーションは生まれません。受験勉強や出世競争を勝ち抜いた経営者やエリートは、できるだけ失敗しないように前例がないことをしないのです。でもイノベーションは前例がないことなんです。

掃除機のルンバはアメリカ企業の製品です。日本の家電メーカーも似たような製品を企画していましたが、経営陣からのクレームでボツになりました。しかしルンバが世界的にヒットして、その会社は二番煎じのお掃除ロボットを売り出すことになってしまいました。

日本の強みは現場の力です。1543年ポルトガル人が種子島に火縄銃をもってきました。その年、種子島に住んでいた刀鍛冶が火縄銃の複製を造りました。それから10年後、日本中の刀鍛冶はクォリティーの高い火縄銃を造れるようになっていました。1500年代後半には、日本は世界一の鉄砲隊（陸軍）をもっていました。これは現場の刀鍛冶の人たちの力です。

第二次世界大戦や日露戦争のとき、アメリカやロシアは、「日本の前線の兵士は手ごわい。それに対して指揮官は全くダメだ」と分析しています。

現場の力を生かしてイノベーションしやすいのは中小企業です。世界でもアメリカのシリコンバレーが典型ですし、アップル、アマゾン、フェイスブック、グーグルも零細のベンチャーでした。それがイノベーションして、スケールアップしていくと大企業に変身するのです。

飲食業界もイノベーションが多いところですので「東京の食は世界一」と多くの金持ちの外国人から評価されています。

昨日、岐阜県の撚糸業の会社を訪問しました。社員18人です。撚糸の技術を活用して吸水性の高い糸を開発し、タオル業界と組んで考えたタオルが大ヒットした会社です。次は2020年東京オリンピックに向けて、新しい糸を創る準備をしているそうです。

オリンピックはいろいろな課題がでてきますので、それを解決するにはイノベーションが絶好のチャンスです。前回の東京オリンピックのときもそうでした。選手村で毎日多量の食事を作るためにセントラルキッチンの仕組みを考えました。それが発展してファミレスになりました。トイレの男・女のマークは日本語がわからない外国人が困らないようにと工業デザイナーの集団が作って、それが世界中に広がっていきました。

法人会はイノベーションの場

イノベーションを作り出すときの重要なポイントは、多様な人間を巻き込み、多様な知識、経験、目線を集めないと斬新なアイデアは出ません。幹部の皆様は外を歩き回り、自分と関係ない企業、違った地域の人の話を聴いて、外の知識・知恵を学んで会社にもって帰ってください。そういう意味から法人会は異業種の人たちと出会える絶好の場です。

私は恩師であり恩人の、やしきたかじんさんに教えられたことがあります。「番組の放映をオンエアと言うように、番組を収録しているときは空気感が大事。空気感の悪い番組を観て視聴者が面白いと思うはずはない。周りにいるスタッフは出演者を盛り上げようとしなければいけない」。たかじんさんは、手を叩いたり笑ったり場の空気感を良くするスタッフを重用していました。

沖縄はリピーターの数が多いのですが、理由は「マリンスポーツが好きだから」の他に多かったのが「泊まる宿とか飲み屋で、オジイやオバアとゆるゆると呑むのが好きだから」でした。それは沖縄の空気感が好きだということと思います。

名古屋はポテンシャルが大きいです。名古屋の皆様は団結して空気感を良くし、イノベーションして地域の生産性を高めてください。期待しています。

この記事は平成 30 年 9 月 19 日の講演の要約です。
文責／公益社団法人　名古屋北法人会

市内合同講演会のお知らせ

日時／平成31年2月13日(木)
13:30～15:00

場所／日本特殊陶業市民会館
(名古屋市中区金山1丁目5－1)

「AIが創りだす今後30年間の世界」

富士通株式会社
常務理事 首席エバンジェリスト兼エバンジェリスト推進室長　中山 五輪男（なかやま いわお） 氏

1964年5月 長野県伊那市生まれ、法政大学工学部電気電子工学科卒業。2001年複数の外資系ITベンダーを経てソフトバンクに入社。法人事業戦略本部戦略事業統括部首席エヴァンジェリスト。2017年8月富士通常務理事首席エバンジェリストに就任。
これまでスマートデバイス、クラウド、ロボット、AI、IoTの5分野を得意分野とし講演活動を通じてビジネスユーザーへの訴求活動を行っている。テレビ番組出演、国内の大学で特別講師も務めている。

＊講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。(参加費無料)
＊公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.143
平成31年1月1日　発行

発行所　公益社団法人　名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集　広報委員会

印刷所　株式会社　正鵠堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855㈹

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886　FAX 915-3850
E-mail：kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。
http://www.kitahou.or.jp